令和6年度第9回 下関市農業委員会総会議事録

午前9時30分 ~ 午前10時45分

場 所 川棚公民館 2階講堂

会議構成員及び現在総数

会議構成員18名現 在 数 18名出席総数 17名欠席総数 1名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田﨑 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	欠席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名 傍聴人なし

事務局 (足立事務局長)

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

(会長挨拶)

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和6年度第9回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第2項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号8番、加藤ソメ委員と、議席番号9番、石田安男委員の、ご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規 定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(藤山事務局長補佐)

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、239㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5、6ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から南西へ、約1. 3 k mに位置している、農業振興地域内白

地の農地です。

申請理由は、遠方に居住している譲渡人の要望に、譲受人が応じ、隣接地の宅地と共に取得し、農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から譲受後は、きゅうりやなす等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田13筆で、1筆は、現況地目が畑となっております。合計面積は、18, 258 ㎡、位置図は7ページから11ページ、公図は、12ページから19ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から約700 m圏内に位置している、農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、農業後継者がいない譲渡人の要望に、以前申請地の一部を耕作していた譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から 距離に位置しており、譲受後は、水稲やさつまいもを栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆で、合計面積は、1,583㎡、位置図は20、21ページ、公図は、22、23ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所栗野支所から南西へ、約3kmと3.1kmに位置している農地で、は、過去に農業公共投資の対象となった農地で、は、農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、市外に居住し、農業後継者もいない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模を拡大し、農業経営の安定を図るものでございます。申請地は、譲受人の自宅から の距離に位置しており、譲受後は、水稲を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

申請理由は、管理ができない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から の距離に位置しており、譲受後は、水稲やニンニクを栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると

考えられます。

以上でございます。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、 譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番及び4番の案件につきまして、議席番号16番、河本肇委員、報告をお願いいたします。

河本肇委員

議席番号16番、河本です。令和6年12月3日、農業委員2名、事務局職員 1名で現地確認を行いました。

1番の案件についてですが、譲受人は譲渡人から住居も借りており、このたび 借家とともに隣接する農地を取得し、農業を始めるものです。自家用の野菜を作 られ、野菜の直売所でも販売したいとのことで、何ら問題ないと思われます。

4番の案件についてですが、隣接する家屋、宅地とともに農地を取得するもので、譲渡人から農地についても管理をしてほしいと依頼されたとのことです。水稲については近くの農家の方から指導を受けながらされるということで、何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告を お願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。2番の案件について、調査結果をご報告いたします。 12月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査をいたしました。内容 は、事務局の説明のとおりです。申請地は、JR川棚温泉駅より北側で線路より 海側に12筆、線路及び国道の反対側に1筆の計13筆18,258㎡で、その うち現況、畑が1筆です。

この地域は、昔は一等地で区画整理をして整然とした大区画になっているものの、水路は土側溝で水管理が難しく、最近耕作されていない水田が目立ってきています。譲受人は高齢で、農業後継者がいないため、以前から譲受人に耕作を

お願いしていたため、この度、譲受人に譲り渡すことにしたものです。

譲受人は、水稲栽培に必要な機械設備はすべて装備しており、地域の担い手がほとんどいなくなった中、期待されています。今後、農家負担のない形の圃場整備が必要であり、他地区より担い手の入植が必要な地域と思われます。

確認時、13筆のうち、 の畑の半分と 及び 及び は、 耕作されておらず、残りの10筆は水稲が栽培される状態で管理されていました。売買による所有権の移転で、なんら問題ないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (山田会長)

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告 をお願いいたします。

有田孝義委員

議席番号18番、有田です。3番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和6年12月4日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。 申請地は休耕状態でしたが、草刈がされており管理されていました。譲渡人は市外に居住し、後継者もいないことから譲受人に申し出て譲受人が応じたものです。譲受人は申請地周辺の水田を耕作しており、規模拡大のため譲り受けるとのことで、問題ないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長(山田会長)

次に、日程第2「議案2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」 をお諮りします。 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (藤山事務局長補佐)

それでは、ご説明いたします。

総会議案書 27ページをお開きください。 1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆で、転用面積は、1, 2 8 9 ㎡、位置図は 2 9、 3 0ページ、公図は、3 1ページ、土地利用計画図は、3 2ページをご覧ください。申請地は、J R 山陰本線梅ケ峠駅から南西へ約 2 . 4 k mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」となります。転用目的は、2 4 台分の貸駐車場を整備するものでございます。

申請理由につきましては、代表者の身内である海の家の経営者から、路上駐車等の解消の為、海の家から近くに位置している申請地に駐車場整備の依頼があったことからこの度の計画に至ったもので、高齢となり耕作が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、売買による所有権の移転となっております。本件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当と判断させていただきました。

なお、貸駐車場の整備を目的とした申請となっておりますので、全ての駐車場を借り受ける旨が記載された、借受申込書が提出されております。

申請地には隣接した農地が一部ございますが、既に勾配調整により土砂の流 出対策がなされており、汚水の発生はなく、雨水のみ道路側溝に放流されること から、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、違反転用案件で、詳細な時期は不明ですが、申請地を相続した平成18年には、既に砂利が敷き均され駐車場として貸出されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

27ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、転用面積は、81㎡、位置図は、33、34ページ、公図は、35ページ、土地利用計画図は36ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約1.2kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張でございます。

申請理由につきましては、親の所有地の一部を借り受け、自宅への進入路の拡幅及び駐車スペースの確保を目的に自己用住宅の敷地拡張を計画したもので、 使用貸借による権利の設定となっております。本案件の一体利用地1筆は、既に 借受人が自己用住宅の敷地として利用しており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び建ペい率からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既に砂利が敷かれ、勾配調整により対策がなされております。汚水は、合併浄化槽で処理され、私水路から道路側溝に放流、雨水は、私水路から道路側溝又は、私水路から農業用用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、平成10年頃から、住宅敷地の一部として利用 していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。 本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられま す。

総会議案書28ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、転用面積は、1,368㎡、位置図は、37、38ページ、公図は、39ページ、土地利用計画図は40ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線福江駅から東へ約4.3kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、売電を目的とした非フィットによる太陽光発電設備を設置するものでございます。

申請理由につきましては、申請地は、日照条件も良く土地整備費用も抑えられ、 資材搬入に必要な公道にも接していることから選定がなされたもので、県外に 居住しており耕作及び維持管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたもので、 申請者からは、代替地検討表が提出されております。売買による所有権の移転と なっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ペい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、申請時には行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、申請書には記載されております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の 畦畔で分断しており、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用用排水路に放流され ますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しま した。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

28ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のと

おりでございます。登記地目は、田1筆で、転用面積は、1,126㎡、位置図は41ページから43ページ、公図は、44ページ、土地利用計画図は、45ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約240mに位置している、「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、長屋住宅でございます。

申請理由につきましては、申請地周辺は住環境に恵まれた地域で、長屋住宅を 求める要望が多くあることから、この度の計画に至ったもので、譲渡人が譲受人 の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本件の一体利用地は、市道や法定外公共物のみで、施工に必要な各申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当と判断させていただきました。申請地には、隣接した農地はございません。

汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。 本案件は、開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び2番の案件につきまして、議席番号5番、田﨑育子委員、報告をお願いいたします。

田﨑育子委員

議席番号5番、田﨑です。1番及び2番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和6年12月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。 1番の案件についてですが、申請地は、吉母海岸の近くにある小集団の農地です。すぐそばには海の家があり、すでに駐車場として無断転用がされていました。 詳細は事務局の説明のとおりです。譲受人は、海の家から近くにある申請地に駐車場の整備の依頼があったことから譲渡人に権利移動を要望し、譲渡人は高齢により耕作が困難なため、申出に応じたものです。添付された始末書によりますと、譲渡人が相続した平成18年頃には、転用の手続を行わずに砂利を敷き均し駐車場として貸し出していたとありました。申請地の傍の整備されていた道路 は、夏場は路上駐車により他の車やごみ収集車の通行に支障をきたすため、駐車場整備の依頼を受け、この度の計画にいたったものです。申請地に隣接する農地は、傾斜地で申請地よりも高く雨水の影響はないものと判断いたしました。致し方ないものと思われます。

2番の案件についてですが、申請地は、下関済生会総合病院の近くにある集落の中にある第2種農地です。貸付人と借受人はです。借受人は農地を借り転用して自己用住宅を建てており、自宅への進入路の拡幅及び駐車スペースの確保を目的に自己用住宅の敷地拡大を行いたく、また、貸付人は申請地において農業を行うことはないために借受人の要望に応じたものです。詳細は事務局の説明のとおりです。すでに自己用住宅への進入路の拡幅及び駐車場のスペースが設置されておりました。始末書を添付されての追認要件です。致し方ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号1番、阪田です。3番の案件について、調査結果をご報告いたします。令和6年12月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。現地は、何年か前に太陽光発電を設置した場所のすぐ近くで、広がりのない小集団の第2種農地です。譲渡人の父親を知っていますが、大変一生懸命に農業をされていましたが、あっという間に農地がなくなるのだなと思っていますが、本人が農業はできないということで、こういう形になったのだと思います。支障はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告 をお願いいたします。

坂田謙祐委員

議席番号12番、坂田です。4番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和6年12月2日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請地は、アブニールの近くの国道491号線に接した第3種農地です。雑草が生え、荒れ地の状態でした。所有者の方に農業後継者がおられないということで、長年、耕作を放棄されておりました。位置的にも面積的にもなかなか耕作者がおられないということで、現在にいたっていますが、この度長屋住宅を建てられるということで、致し方ないと思われます。雨水については道路側溝に放流、汚水は集落排水で処理されることから、周辺農地には影響がないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長(山田会長)

次に、日程第3「議案3号 現況確認について」をお諮りします。 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (藤山事務局長補佐)

それでは、ご説明いたします。

総会議案書46ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、733㎡、申請地の位置図は、48、49ページ、公図は、50ページ、合わせて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から南西へ、約450mに位置する土地でございます。

令和6年12月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、灌木や笹竹が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

46ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、45 ㎡、申請地の位置図は、51、52ページ、公図は、53、54ページをご覧ください。本件は、現地調

査時の写真はございません。申請地は、下関市役所内日支所から北東へ、約1. 2 kmに位置する土地でございます。

令和6年12月3日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。申請地は、公共事業に伴う残地で、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

46ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、452㎡、申請地の位置図は、55、56ページ、公図は、57ページ、合わせて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、JR山陰本線梅ケ峠駅から南西へ、約2.5 kmに位置する土地でございます。

令和6年12月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地は、山林や海に囲まれた孤立した農地で、一部に灌木等も確認できました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条第5号イに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書47ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、墓地を含む面積は、709.91㎡、申請地の位置図は、58、59ページ、公図は、60ページ、合わせて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所から北西へ、約1.1 kmに位置する土地でございます。

令和6年12月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。申請地の大部分の竹は伐採されておりましたが、伐根されておらず、一部に灌木も確認できましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号イに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。1番の案件について、現地確認の報告をいたします。

内容は、事務局の説明のとおりです。

12月4日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地確認を行いました。現地は、西消防署より入り線路を渡った左側で、みかん園地であり、20年近く前より放任状態で灌木や笹竹が繁茂しており、人も入れない状態でした。事務取扱要領第5条第3号アに該当し、全員一致で「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告を お願いいたします。

下田敏純委員

議席番号7番下田です。2番の案件について、調査結果をご報告いたします。 12月3日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を実施しました。 現地は、県道拡幅工事時の残地で、狭小農地です。竹や雑草が繁茂し、農地と しての利用は不可能です。立会人全員で「非農地」と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号5番、田﨑育子委員、報告を お願いいたします。

田﨑育子委員

議席番号5番、田崎です。3番の案件について、調査結果をご報告いたします。 令和6年12月4日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職 員2名で現地確認を行いました。申請地に着くまで、道を探すのに苦労しました。 申請地は、議案第2号1番の申請地の近くにあり、山林や海に囲まれた孤立した 農地で、一部には灌木が確認されました。全員一致で「非農地」と判断いたしま した。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告 をお願いいたします。

岩本憲慈委員

議席番号17番、岩本です。4番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和6年12月4日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請地は、山林に接した土地で竹が生え一部に灌木も確認できました。しかしながら、現地を見に行った時は、大部分の竹が伐採され、開けておりましたので「農地」判定も考えられたため委員3人で協議を行いました。

その結果、申請地の山林に接した部分は林野化しており、伐採した竹についても根が残った状態で、何もしなければ全体的に林野化することは確実であるとの見方により「非農地」との判断に至りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (山田会長)

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第3号 現況確認について」、全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長 (山田会長)

次に日程第4「議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(藤山事務局長補佐)

説明の前に議案書の訂正がございます。

総会議案書67ページにおいて、貸し手の住所と氏名に誤りがありました。詳しくは本日お配りした「議案第4号の一部訂正について」によりご確認をお願いします。大変申し訳ありませんでした。

それではご説明いたします。

総会議案書61ページをお開きください。1番、この案件は、令和6年12月27日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、62ページから69ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表(令和6年12月27日公告予定分)」をご覧ください。

別紙「議案第4号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。62ページの中で、利用権の設定を受ける者、借り手の欄に「解除条件付利用権」とあるが、どのようなものか教えていただきたい。

議長(山田会長)

事務局、お願いします。

事務局(稲田主任)

お答えいたします。解除条件付きに関しましては、今回、一般法人の方が利用権設定により農地を借り受けて耕作をするという内容で、解除条件付きを利用するという内容になっておりますが、法人の場合、農地所有適格化法人の場合は解除条件を設定する必要がありませんので、解除条件のない方法でやっております。解除条件というのは、借り手の方が仮に何もしないで農地が荒れるようなことがあった場合に、貸し手側が一方的に解除できるという内容のものになります。通常は合意のもとの解約となりますが、この解除条件付きは一方的に貸し手側が解除できるという条件のもと、利用権の設定を行うものとなっております。以上でございます。

議長 (山田会長)

他に質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年 法律第56号)附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求 めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長(山田会長)

次に、日程第5「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第1項の規定による農用地利用集積等促進計画(配分)に係る意見決定について」 をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号 番、 委員が該当していますので、退席をお願いいたします。 (委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (藤山事務局長補佐)

ご説明いたします。

総会議案書70ページをお開きください。この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用集積等 促進計画(配分)に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、71ページの「1.農用地利用集積等促進計画(配分)案(下関区域分)」と、72ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況(下関区域分)」をご覧ください。

別紙「議案第5号関係資料」に地区別の配分に関する利用集積等促進計画集計表をお示ししております。

いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画(配分)に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して 下関市長に送付いたします。

それでは、
委員は着席をお願いいたします。

(委員 着席)

議長(山田会長)

次に、日程第6「議案第6号 「下関市農業委員会に対する事務委任規則」の 改正に関する協議について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (藤山事務局長補佐)

ご説明いたします。

総会議案書73ページをお開きください。

この案件は、「下関市農業委員会に対する事務委任規則」を改正するにあたり、 地方自治法第180条の2の規定により下関市長より協議を求められたもので す。

規則の改正内容ですが、74ページの新旧対照表をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に規定する、農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出に関する事務が追加されるため、第2条(委任事務)の中に条文を追加するものでございます。

なお、75ページから77ページは改正後の事務委任規則の(案)全文でございます。該当の条文にアンダーラインを引き表示しております。

別紙「議案第6号関係資料」に、下関市長からの依頼文書及び関係法令の抜粋 を掲載しております。

以上でございます。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 「下関市農業委員会に対する事務委任規則」の改正 に関する協議について」、原案のとおり「承諾」とすることに賛成の委員の挙手 を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「承諾」とすることと決しましたので、その旨の回答を下 関市長に送付いたします。

議長(山田会長)

次に、日程第7「報告第1号」から日程第15「報告第9号」までを一括して、 事務局より報告を求めるところですが、「報告第9号」については、11月の農業振興専門委員会の審議の報告が委員長よりなされることから、まず、報告第1号から第8号までの報告を求めます。

事務局(佐々本事務局次長)

ご報告いたします。以降、着座にてご報告いたします。

総会報告書1から10ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、39件ございました。

11ページ、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について」は、2 件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりました ので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

12から13ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、4件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりました ので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

14から17ページ、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が16件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。

18ページ、報告第5号「農地の転用事実に関する証明について」は3件ござ

いました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を 行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交 付いたしました。

19から21ページ、報告第6号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」

過去に資材置場を目的に農地転用許可された8件については、12月に現地 調査を行い、調査月の総会で報告することとなっております。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

22から27ページ、報告第7号「令和6年度第8回総会議案第3号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

28から29ページ、報告第8号「令和6年度第8回総会議案第6号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長 (山田会長)

続いて、「報告第9号」について、農業振興専門委員会 坂田謙祐委員長の報告を求めます。

坂田謙祐農業振興専門委員長

30ページ、報告第9号「令和7年度提出「令和8年度下関市農業施策に関する意見書」作成に係る意見調査について」、11月に開催しました農業振興専門委員会の結果をご報告いたします。

これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、下関市長に農業施策についての意見書を提出するために、事前に農業委員及び農地利用最適化推進委員への意見調査を例年実施しており、今年度も来月の推進会議において事務局から調査票を配布するものです。

「案」(令和7年1月16日付け)「令和8年度下関市農業施策に係る意見調査」と書かれた資料をご覧ください。先月の専門委員会では、調査票の内容について確認をし、追加した方がよいと思われる項目について意見交換をいたしまして、その意見を反映させた内容となっております。

今回、新たに追加した項目は、「自然災害発生時における農地等復旧支援」、「農業用機械更新に対する支援」、「農業用施設の助成に対する緩和」、「新規就農者・担い手の確保につながるイベントの開催」の4点です。いずれも調査票2枚目の

「3. その他の施策について」に追加しております。

1点目の「自然災害発生時における農地等復旧支援策」は、災害発生時における早期復旧に対する支援を求めるために提案いたしました。

2点目の「農業用機械更新に対する支援」については、購入に対する支援については、これまで要望してまいりましたが、更新時に受けられる支援についても要望してはどうかという意見から提案いたしました。

3点目の「農業用施設の助成に対する緩和」については、助成の条件を緩和してほしいという意見から提案いたしました。

4点目の「新規就農者・担い手の確保につながるイベントの開催」については、 農業に対して興味をもっていただくきっかけになるようなイベントを開催して はどうかということで、提案させていただいております。

来月、調査票をお配りし回答期限は2月末とする予定で、専門委員会として承認いたしましたので、本日のご報告となっております。 よろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

事務局及び専門委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第9号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和6年度第9回定例総会の閉会」を 宣告いたします。

(終了時刻10時45分)

議長
署名委員
署名委員